

広島県訓令第5号

本 庁  
地 方 機 関  
労働委員会事務局

官報報告規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

官報報告規程等の一部を改正する訓令

(官報報告規程の一部改正)

第一条 官報報告規程(昭和二十四年広島県訓令第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総務部総務管理局文書法制室長」を「総務局総務管理部総務課長」に改める。

第二条中「各室」を「各課」に改める。

第三条中「各室長は、当該室」を「各課長は、当該課」に改める。

別表第五号中「部長」を「局長」に改め、同表(注)中「部長相当職」を「局長相当職」に改める。

別記様式第六号注3中「部長」を「局長」に改める。

(広島県職員等表彰規程の一部改正)

第二条 広島県職員等表彰規程(昭和二十五年広島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「所属部長」を「局長(会計管理部にあつては、会計管理部長)」に改める。

第四条の見出し中「室」を「課」に改め、同条中「室(企画調整局を含む。以下この条において同じ。)」を「課」に、「他の室」を「他の課」に改める。

(職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程の一部改正)

第三条 職員の服務の宣誓における上級の公務員を定める規程(昭和二十六年広島県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

「本庁の部長」を「本庁の局長」に、「総務部長」を「総務局長」に、「総務管理局人事室長」を「総務管理部人事課長」に改める。

(広島県訓令の公布等に関する訓令の一部改正)

第四条 広島県訓令の公布等に関する訓令(昭和二十六年広島県訓令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「何々部」、「何々部何々局何々室」を「何々局」、「何々局何々部何々課」に改める。

(職員の旅費の支給に関する規程の一部改正)

第五条 職員の旅費の支給に関する規程(昭和二十八年広島県訓令第二十二号)の一部を次

のように改正する。

第二条第三項及び第七条中「総務部総務管理局人事室長」を「総務局総務管理部人事課長」に改める。

(職員管理審議規程の一部改正)

第六条 職員管理審議規程(昭和二十九年広島県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「総務部総務管理局職員健康推進室」を「総務局総務管理部人事課」に改める。

第三条第二項中「総務部長」を「総務局長」に改め、同条第三項中「総務部長」を「総務局長」に、「総務部総務管理局職員健康推進室長」を「総務局総務管理部人事課職員健康室長」に改める。

第四条中「総務部長」を「総務局長」に改める。

(不動産評価審議会規程の一部改正)

第七条 不動産評価審議会規程(昭和三十四年広島県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「総務部財務局長」を「総務局財務部長」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

第四条 審議員は、総務局の財務部長、財務部の財政課長、財産管理課長、資産活用室長及び営繕課長、環境県民局総務管理部県民文化課長、農林水産局農水産振興部農業経営課長、土木局総務管理部用地課長、都市局建築課長並びに企業局土地整備課長をもつて充てる。

第五条第一項中「総務部財務局長」を「総務局財務部長」に改める。

第六条第二項を次のように改める。

2 土地部会に属する審議員は、総務局の財務部長、財務部の財政課長、財産管理課長及び資産活用室長、環境県民局総務管理部県民文化課長、農林水産局農水産振興部農業経営課長、土木局総務管理部用地課長並びに企業局土地整備課長たる審議員とし、建物部会に属する審議員は、総務局の財務部長、財務部の財政課長、財産管理課長、資産活用室長及び営繕課長並びに都市局建築課長たる審議員とする。

第九条中「総務部財務局財産管理室」を「総務局財務部財産管理課」に改める。

別記様式中「𠮟 𠮟 𠮟」を「𠮟 𠮟 𠮟」に改める。

(地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令の一部改正)

第八条 地方公務員共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令(昭和三十九年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第一号中「総務部総務管理局」を「総務局総務管理部」に改め、第二号中「総務部」を「総務局」に改め、第三号中「総務部総務管理局」を「総務局総務管理部」に改め、第四号中「総務部財務局」を「総務局財務部」に改め、第五号中「総務部総務管理局福利室」を「総務局総務管理部人事課」に、「同室」を「同課」に改め、第六号中「総務部総務管

理局職員健康推進室」を「総務局総務管理部福利課」に、「同室」を「同課」に改め、第七号中「総務部財務局財産管理室」を「総務局財務部財産管理課」に、「同室」を「同課」に改め、第八号中「総務部財務局営繕室」を「総務局財務部営繕課」に、「同室」を「同課」に改め、第九号中「総務部総務管理局福利室及び職員健康推進室並びに同部財務局財産管理室及び営繕室」を「総務局総務管理部人事課及び福利課並びに同局財務部財産管理課及び営繕課」に改める。

(地方公務員災害補償基金の業務に従事させる職員を定める訓令の一部改正)

第九条 地方公務員災害補償基金の業務に従事させる職員を定める訓令(昭和四十二年広島県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一号中「総務部」を「総務局」に改め、第二号中「総務部総務管理局」を「総務局総務管理部」に改め、第三号中「総務部総務管理局福利室」を「総務局総務管理部福利課」に、「同室」を「同課」に改める。

(建築工事検査規程の一部改正)

第十条 建築工事検査規程(昭和五十二年広島県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

受訓先中 総務部を「総務局」に改める。

第一条中「総務部及び都市部」を「総務局及び都市局」に改める。

第三条中「総務部長」を「総務局長」に、「都市部長」を「都市局長」に改める。

第七条中「総務部長又は都市部長」を「総務局長又は都市局長」に改める。

第九条第二項中「総務部長及び都市部長」を「総務局長及び都市局長」に改める。

第十一条中「部長」を「局長」に改める。

(公用文に関する規程の一部改正)

第十一条 公用文に関する規程(昭和五十七年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号例二十五説明事項三中「主務室名等」を「主務課名等」に改め、同六中「部長名」を「局長名」に、「局長名」を「部長名」に、「室長名」を「課長名」に改める。

(公害苦情相談員の任命等に関する訓令の一部改正)

第十二条 公害苦情相談員の任命等に関する訓令(昭和四十七年広島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「環境部環境対策局環境対策室、循環型社会推進室及び産業廃棄物対策室」を「環境県民局環境部環境保全課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課」に改める。

(広島県食品衛生監視員等の証票等の取扱規程の一部改正)

第十三条 広島県食品衛生監視員等の証票等の取扱規程(昭和二十七年広島県訓令第六号)

の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「監理」を「管理」に改め、同条第一項中「室長」を「課長」に、「監理」を「管理」に改める。

別記様式第一号中「主務室長」を「主務課長」に改める。

(と畜場法等事務取扱規程の一部改正)

第十四条 と畜場法等事務取扱規程(昭和二十八年広島県訓令第二十九号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。

(広島県病院事業に係る小切手等事務取扱規程の一部改正)

第十五条 広島県病院事業に係る小切手等事務取扱規程(昭和四十一年広島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。

(麻薬取締員証規程の一部改正)

第十六条 麻薬取締員証規程(平成十五年広島県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改める。

(広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部改正)

第十七条 広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程(昭和四十五年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「商工労働部」を「商工労働局」に改める。

(農業共済団体等検査規程の一部改正)

第十八条 農業共済団体等検査規程(昭和二十九年広島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「農林水産部」を「農林水産局」に改める。

(農業協同組合検査規程の一部改正)

第十九条 農業協同組合検査規程(昭和三十八年広島県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「農林水産部」を「農林水産局」に改める。

(広島県直営工事執行規程の一部改正)

第二十条 広島県直営工事執行規程(昭和二十九年広島県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

「土木部」を「土木局」に改める。  
受訓先中「都市部」を「土木局」に改める。  
「空港湾部」

(市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程の一部改正)

第二十一条 市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程(昭和三十四年広島県

訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

「農林水産部」を「農林水産局」に改める。  
受訓先中 土 木 部 部 を 土 木 局 局  
都 市 部 部 都 市 局 局  
空 港 港 湾 部 部 「」

第五条中「土木部、都市部又は空港港湾部」を「土木局又は都市局」に、「土木部長の、農林水産部所管」を「土木局長の、農林水産局所管」に、「農林水産部長」を「農林水産局長」に改める。

別記様式第一号中「岫」を「淵」に、「岫」を「淵」に改める。  
(棕梨ダム操作規則の一部改正)

第二十二條 棕梨ダム操作規則(昭和四十五年広島県訓令第二十号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 部」を「土 木 局」に改める。

第十六条第一号中「土木部」を「土木局」に改める。

第二十七條第二項中「公営企業部」を「企業局」に改める。

(土木工事検査規程の一部改正)

第二十三條 土木工事検査規程(昭和四十六年広島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

「土 木 部 部」を「土 木 局 局」に改める。  
受訓先中 都 市 部 部 都 市 局 局  
空 港 港 湾 部 部 「」

第一条中「土木部、都市部又は空港港湾部」を「土木局又は都市局」に改める。

第三条第三項中「土木部長」を「土木局長」に、「部長」を「局長」に改め、同条

第四項中「部長」を「局長」に改める。

第九条第二項、第十一条第二項及び第十二條第二項中「部長」を「局長」に改める。

別記様式第一号中「岫」を「淵」に改める。

(野呂川ダム操作規則の一部改正)

第二十四條 野呂川ダム操作規則(昭和五十一年広島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 部」を「土 木 局」に改める。

第十三條第一号中「土木部」を「土木局」に改める。

(魚切ダム操作規則の一部改正)

第二十五條 魚切ダム操作規則(昭和五十六年広島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「土 木 部」を「土 木 局」に改める。

第十三條第一号中「土木部」を「土木局」に改める。

(広島県損失補償事務取扱規程の一部改正)

第二十六条 広島県損失補償事務取扱規程(平成元年広島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「土木部」を「土木局」に、「施行する部」を「施行する局」に改め、同条第二項中「土木部長」を「土木局長」に、「各部」を「各局」に改め、同条第三項中「土木部長」を「土木局長」に改める。

第五条第一項中「各部」を「各局」に、「複数の部」を「複数の局」に改め、同条第二項及び第三項中「各部」を「各局」に改める。

第六条及び第七条中「各部」を「各局」に改める。

(土木工事監督規程の一部改正)

第二十七条 土木工事監督規程(平成元年広島県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中 「土木部」を「土木局」に改める。  
都 市 部  
空 港 港 湾 部

第一条中「土木部、都市部又は空港港湾部」を「土木局又は都市局」に改める。

(御調ダム操作規則の一部改正)

第二十八条 御調ダム操作規則(平成三年広島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

受訓先中 「土木部」を「土木局」に改める。

第十条第一号中「土木部」を「土木局」に改める。

(四川ダム操作規則の一部改正)

第二十九条 四川ダム操作規則(平成十七年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

受訓先中 「土木部」を「土木局」に改める。

(山田川ダム操作規則の一部改正)

第三十条 山田川ダム操作規則(平成十八年広島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中 「土木部」を「土木局」に改める。

(広島県営住宅管理者職務規程の一部改正)

第三十一条 広島県営住宅管理者職務規程(昭和二十七年広島県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

受訓先中 「都市部」を「都市局」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。